

(別紙)

太商企発24-2号
令和8年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

常陸太田市長 藤田 謙二
(公 印 省 略)

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年12月23日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) 常陸太田市プロジェクト

所在地 常陸太田市東部土地区画整理事業3-1街区37画地 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

住所

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。